

第2回石川県物価高騰対策支援事業（令和7年度介護分） Q&A

○交付対象施設について

No.	質問	回答
1	支援金の交付対象施設は。	令和7年7月1日時点において石川県内に所在し、申請日時点において稼働し、事業継続予定である高齢者施設等です。 ただし、訪問看護、通所リハビリテーション等の事業者の内、保健医療機関等の「みなし指定」を受けた事業所や、短期入所生活介護等の空床利用型施設は対象外となります。 また、公立施設についても対象外となります。
2	令和7年7月2日以降に開設した施設は対象となるか。	令和7年7月1日を基準日としているため、原則対象となりません。
3	申請日時点で休止又は廃止している施設は対象となるか。	対象となりません。
4	対象施設は石川県内にあるが、開設者の所在地が石川県外の場合、対象となるか。	開設者の所在地が石川県外であっても、石川県内に所在する施設がある場合、当該施設分について支給対象となります。なお、開設者の所在地が石川県内であっても、石川県外に所在する施設については支給対象外です。
5	入所系施設の定員数はいつ時点のものか。	令和7年7月1日時点で、県や市町等所管する自治体に届出をしている定員数となります。

○支援金の申請・交付について

8	開設者が複数の施設を開設している場合、施設ごとの申請になるのか、開設者ごとの申請になるのか。	開設者ごとに、事業案内の通知に記載されている施設・事業所（申請コード有）であれば、複数の事業所分を申請することが可能です。但し、1つの申請書（様式第1号）で振込が可能な口座情報は1つのみとなりますので、振込先が異なる場合は、申請書を分けてご提出ください。
9	ネットバンクを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらよいか。	「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が分かる書類やネットの画面写真を提出してください。
10	申請後に申請内容の誤り等に気づいたが、どうしたらよいか。	申請後に申請内容の誤りが判明した場合には、速やかに運営事務局（076-255-1625）にご連絡をお願いします。
11	いつ支援金は交付されるのか。	交付申請の受理後、審査を行い、申請内容に不備がなく適正と認められれば、概ね2週間程度で支援金を交付する予定です。 ただし、申請内容について、確認事項や不備がある場合には、交付までに時間を要することがあります。 また、申請が集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があることをご容赦ください。
12	同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受け取ることはできるか。	他団体からの同様の趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、この支援金を受け取ることが可能です。ただし、この支援金を受け取った場合に他団体の給付金を受けることができるか否かは、他団体の給付金の支給要件をご確認ください。